

令和2年7月31日開催

令和2年度
燕市農業委員会第4回総会議事録

燕市農業委員会

燕市農業委員会第4回総会 議事録

1. 開催日時 令和2年7月31日(金曜日)
午前9時30分～午前10時25分
2. 開催場所 燕市役所 301会議室
3. 出席委員(18名)

1番 金山 吉夫	14番 中村 幸夫	23番 小川 芳秀
5番 佐藤 春夫	17番 土田 喜七	24番 本井佐登志
7番 川本 敏夫	18番 本田 繁	25番 佐藤 信一
8番 笠原 久幸	19番 荻原 一郎	26番 遠藤 忠夫
12番 大久保政博	21番 江口 保	27番 三浦 哲郎
13番 山上 忠	22番 山浦 博	29番 和田 正春

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、出席を求めなかった委員(6名)

2番 長谷川治仁	10番 山田 直子
4番 渡邊美代子	20番 明田栄以知
6番 江辺 耕一	28番 澤口 義明

4. 欠席委員(5名)
欠席 5名 3番 原田國太郎、9番 廣野和夫、11番 早渡秀夫
15番 伊藤均、16番 伊藤和夫
欠員 0名

5. 会議日程

- (1) 開会
- (2) 議事録署名委員の選任
- (3) 会長報告

報告第9号 農地法第18条第6項の規定による通知(合意解約)の報告
報告第10号 農地転用事実確認願について
報告第11号 農地の転用事実に関する照会について

報告第 12 号 農地法第 4 条の規定による許可を要しない転用（2a 未満の転用）の報告

報告第 13 号 電気事業者が送電用若しくは配電用の施設等に供するための転用届けについて

報告第 14 号 農地法第 5 条の規定による許可申請の取下げ願いについて

(4) 議事

議案第 18 号 農地法 3 条の規定による許可処分の取消申請について

議案第 19 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について

議案第 20 号 農地転用事業計画変更承認申請について

議案第 21 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について

議案第 22 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について

議案第 23 号 農用地利用集積計画（案）の決定について

議案第 24 号 燕市農業振興地域整備計画の変更に対する意見について

(5) 閉会

6. 出席した事務局職員

局長 小池和恵 次長 加藤幸夫 副参事 広瀬美佳子

7. 総会議長

本井 佐登志 (会長)

8. 議事録署名委員

5 番 佐藤春夫 7 番 川本敏夫

9. 会議の概要

以下のとおり

議 長	<p>本日の総会については、議席番号が奇数の委員に出席を願っております。併せて新型コロナウイルス感染拡大防止のため、出席を求めなかった委員は、議席番号が偶数の委員 6 名であります。</p>
議 長	<p>また、本日の総会の欠席委員は、議席番号 3 番 原田國太郎、9 番 廣野和夫、11 番 早渡秀夫、15 番 伊藤均、16 番 伊藤和夫委員より欠席の連絡がありましたので、報告致します。</p> <p>各委員は、総会に欠席する場合は、必ず事務局に報告くださるようお願い致します。</p> <p>なお、審議におきましては、発言をする場合には、必ず議長の許可を得てから議席番号を告げ、発言するようお願いいたします。議事が閉会した後の協議事項等においては議席番号を告げる必要はありませんので、ご了承願います。</p>
議 長	<p>総会は、現に在任する委員の過半数の出席により成立します。只今の出席委員は 18 名であります。よって、農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項の規定により、総会が成立している事を報告致します。</p>
議 長	<p>只今より、燕市農業委員会第 4 回総会を開会致します。</p> <p>それでは、日程 2 の議事録署名委員の選任についてであります。</p> <p>出席を求めない委員がおりますので、議長の指名に一任願えますでしょうか。</p>
議 長	<p style="text-align: center;">(異議なしの声)</p> <p>それでは、議長として次の 2 名を指名致します。</p> <p>議席番号 5 佐藤春夫 委員及び</p> <p>議席番号 7 川本敏夫 委員にお願いします。</p>
議 長	<p>次に、日程 3 の会長報告についてであります。</p> <p>最初に、追加の報告がありますので、議事の都合上、ほかの報告に先がけて、会長報告第 14 号「農地法第 5 条の規定による許可申請の取下げ願いについて」を、事務局に説明を求めます。</p>
事務局	<p>それでは、別紙で配布いたしました「追加報告」会長報告第 14 号、「農地法第 5 条の規定による許可申請の取下げ願いについて」を説明いたします。</p> <p>本件は、議案第 22 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」で、受付番号 40 番で記載されている案件の取下げ願いであります。</p> <p>「宅地造成 2 区画」の申請でありましたが、譲渡し人の都合により、農地法第 5 条の規定による許可申請の取下げ書が 7 月 29 日付けで提出されたところであります。</p> <p>説明は以上です。</p>

議 長	追加報告第 14 号の「取下げ願」については、事務局の説明のとおり であります。質問はありませんか。 (質疑なし)
議 長	質問が無いようですので、議案第 22 号「農地法第 5 条の規定による 許可申請」受付番号 40 番については、議案から削除することといたし ます。
議 長	他にご意見も無いようですので、議事を進めます。 それでは、会長報告第 9 号から第 13 号を事務局に一括して報告を求 めます。
事務局	会長報告第 9 号、「農地法第 18 条第 6 項の規定による通知(合意解約)」 の報告であります。 受付番号 32 番 中島字下表の田他、計 2 筆、面積 1,300 m ² 、3 条売 買に伴う小作権の解約であります。 受付番号 33 番 野中才字浦田の田、計 3 筆、面積 3,129 m ² 、基盤強 化法及び 3 条売買に伴う利用権の解約であります。
事務局	続きまして、農協転貸の解約であります。 受付番号 34 番 小中川字前田の田、計 2 筆、面積 260 m ² 、売買に伴 う利用権の解約であります。 受付番号 35 番 富永字仲沖の田、1 筆、面積 248 m ² 、売買に伴う利 用権の解約であります。 受付番号 36 番 吉田西太田字潟ノ内の畑、1 筆、面積 39 m ² 、5 条転 用に伴う利用権の解約であります。 受付番号 37 番 米納津字十二田の田、1 筆、面積 1,222 m ² 、売買に 伴う利用権の解約であります。 受付番号 38 番 米納津字道満堂の田、計 2 筆、面積 2,042 m ² 、中間 管理事業への移行に伴う利用権の解約であります。 受付番号 39 番 富永字新保境の田、計 3 筆、面積 1,949 m ² 、中間管 理事業への移行に伴う利用権の解約であります。
事務局	続きまして、中間管理事業の解約であります。 受付番号 40 番 小牧字江端の田、計 6 筆、面積 6,109 m ² 、基盤強化 法売買に伴う利用権の解約であります。
事務局	続きまして、会長報告第 10 号、「農地転用事実確認願いについて」で あります。 受付番号 5 番 吉田春日町の畑、計 2 筆、163 m ² 、転用目的は露天貸

事務局	<p>駐車場、現況地目は宅地、証明番号年月日は、証第5号、令和2年7月1日であります。</p> <p>続きまして、会長報告第11号、「農地の転用事実に関する照会について」であります。</p> <p>受付番号5番 松橋字南の畑、計2筆、322㎡、現況は非農地、雑種地、転用許可の有無は無し、原状回復命令の有無は無し、農用地区域外であります。</p>
事務局	<p>続きまして、会長報告第12号、「農地法第4条の規定による許可を要しない転用（2a未満の転用）の報告」であります。</p> <p>受付番号2番 松橋字西の畑、1筆、145㎡、転用目的は農機具格納庫、農振農用地であります。</p> <p>位置図、土地利用計画図は議案資料2～3頁をご覧ください。既存の作業所が老朽化したため、申請者の敷地内に新たな格納庫を建築するものであります。</p> <p>また、この申請につきましては、令和元年11月総会において、「農業用施設建設に伴う用途変更」として意見照会が出され、承認している案件であります。</p>
事務局	<p>続きまして、会長報告第13号、「電気事業者が送電用若しくは配電用の施設等に供するための転用届けについて」であります。</p> <p>受付番号1番 道金字屋敷付の田他、計16筆、面積6,852.49㎡のうち3,443.63㎡、転用目的は、鉄塔建替工事に伴う令和3年2月までの一時転用。農用地区域外であります。</p> <p>位置図は、議案資料4～5頁をご覧ください。</p> <p>議案の下段に記載がありますが、認定電気通信事業が中継施設を設置する場合、転用許可は不要であることから、届け出が提出されたものであります。</p> <p>説明は以上です。</p>
議長	<p>事務局の報告が終わりましたので、質問を受けたいと思います。質問等ありましたらお願い致します。</p>
議長	<p>ご質問が無いようですので、日程4の議事に入ります。</p> <p>議案第18号「農地法3条の規定による許可処分取消申請について」を議題とします。事務局に説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案第18号「農地法3条の規定による許可処分取消申請について」</p>

	<p>であります。</p> <p>受付番号1番 八王寺字砂押の畑、計5筆、面積1,892㎡、取消しの理由は「譲受人の都合による」。令和2年6月30日の定例総会で許可としたものであります。</p> <p>許可後に譲受人が、登記簿に記載の抵当権の抹消を行政書士に依頼したところ、債権者の相続人の探索に経費と日数がかかり、抵当権の抹消を含めた所有権移転が速やかにできないため、止む無く許可の取り下げを申請するものであります。</p> <p>説明は以上です。</p>
議 長	<p>事務局の説明が終わりました。本件については、去る7月21日、第3事前審査委員会が開催されています。伊藤委員長が不在ですので、笠原伊副委員長より審査結果内容の報告をお願い致します。</p>
笠原副委員長	<p>7月21日、午前9時30分より、市役所301会議室で、第3事前審査委員会、委員全員の参加による審査の結果、「農地法3条の規定による許可処分取消申請」1件、異議がなかった事を報告致します。</p>
議 長	<p>只今、笠原副委員長より、審査結果内容の報告がありました。これより審議をお願い致します。</p> <p>(質疑なし)</p>
議 長	<p>他に無いようですので、お諮り致します。本件については、副委員長報告のとおり「取消し」とする事で、ご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。よって、本件については、副委員長報告のとおり取消しとする事に決しました。</p>
議 長	<p>次に、議案第19号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題と致します。事務局に説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案第19号「農地法第3条の規定による許可申請について」であります。</p> <p>受付番号18番 中島字下表の田他、計2筆、面積1,300㎡、契約内容は売買、対価は〇円、位置図は議案資料1頁にお戻りください。</p> <p>受付番号19番 新堀字三部の田、1筆、面積129㎡、契約内容は売買、対価は10アール〇円、位置図は同じく1頁になります。</p> <p>以上、これらの案件は、地域調和等、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件を満たしていると判断されます。</p>

	説明は以上です。
議 長	事務局の説明が終わりました。本件についても、去る7月21日、第3事前審査委員会が開催されていますので、笠原副委員長より審査結果内容の報告をお願い致します。
笠原副委員長	審査の結果、「農地法第3条の規定による許可申請」2件、異議がなかった事を報告致します。
議 長	只今、笠原副委員長より、審査結果内容の報告がありました。これより審議をお願い致します。 (質疑なし)
議 長	他に無いようですので、お諮り致します。本件については、副委員長報告のとおり許可とする事で、ご異議ありませんか。 (異議なしの声)
議 長	異議なしと認めます。よって、本件については、副委員長報告のとおり許可とする事に決しました。
議 長	次に、議案第20号「農地転用事業計画変更承認申請について」を議題と致します。事務局に説明を求めます。
事務局	議案第20号「農地転用事業計画変更承認申請について」であります。受付番号5番と6番は関連であります。 受付番号5番 南六丁目の畑、1筆、面積179㎡、当初計画者から承継者に名義変更されるとともに、転用目的は住宅から工場に変更されるものであります。位置図は議案資料6～7頁をご覧ください。譲受人は、申請地の隣で工場を営んでおり、敷地が手狭であったことから、隣接地を購入し、敷地の拡大を図るものであります。 受付番号6番 南六丁目の畑、1筆、面積185㎡、当初計画者から承継者に名義変更されるとともに、転用目的は貸住宅から工場に変更されるものであります。位置図は同じく議案資料6～7頁になります。譲受人は、受付番号5番と6番を一体利用として、工場を増設するものであります。 受付番号7番 東太田字西入の畑、1筆、面積332㎡、当初計画者から承継者に名義変更されるとともに、転用目的は駐車場から住宅に変更されるものであります。位置図は議案資料8～9頁をご覧ください。賃貸住宅が手狭になったため、住宅を建築するものであります。 受付番号8番 小高字新田の畑、1筆、面積277㎡、当初計画者から

	<p>承継者に名義変更されるとともに、転用目的は住宅から資材置場に変更されるものであります。位置図は議案資料 10～11 頁をご覧ください。既存の資材置場が手狭になってきたため、敷地の拡大を図るものであります。</p> <p>説明は以上です。</p>
議 長	<p>事務局の説明が終わりました。本件についても、去る 7 月 21 日、第 3 事前審査委員会が開催されていますので、笠原副委員長より審査結果内容の報告をお願い致します。</p>
笠原副委員長	<p>審査の結果、「農地転用事業計画変承認申請」4 件、異議がなかった事を報告致します。</p>
議 長	<p>只今、笠原副委員長より、審査結果内容の報告がありました。これより審議をお願い致します。</p> <p>(質疑なし)</p>
議 長	<p>他に無いようですので、お諮り致します。本件については、副委員長報告のとおり承認とする事で、異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。よって、本件については、委員長報告のとおり承認とする事に決しました。</p>
議 長	<p>次に議案第 21 号「農地法第 4 条の規定による許可申請について」を議題と致します。事務局に説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案第 21 号「農地法第 4 条の規定による許可申請について」であります。</p> <p>受付番号 2 番 柚木字居掛の畑、計 3 筆、面積 189 m²、転用目的は貸駐車場 (8 台)、令和 2 年 9 月 19 日完工予定。</p> <p>位置図、土地利用計画図は議案資料 12～13 頁をご覧ください。奥行のない農地で生産性が低いため、貸駐車場として利用するものであります。</p> <p>申請地は、第一種住居地域に指定された用途地域内の農地であることから、農業上の土地利用との調整が調っていると考えられ、第 3 種農地であると判断される所であります。</p> <p>受付番号 3 番 五千石字屋敷浦の畑、計 3 筆、面積 282 m²、転用目的は住宅、令和 2 年 12 月 31 日完工予定。</p> <p>位置図、土地利用計画図は議案資料 14～15 頁をご覧ください。自用住宅を建築するため、畑を転用するも</p>

	<p>のであります。</p> <p>申請地は、第一種住居地域に指定された用途地域内の農地であることから、農業上の土地利用との調整が調っていると考えられ、第3種農地であると判断されるところであります。</p> <p>また、現地は、先代が作った農器具倉庫があり、始末書が提出されていますので、事前審査委員会で読み上げさせていただいたところであります</p> <p>説明は以上です。</p>
議 長	<p>事務局の説明が終わりました。本件についても、去る7月21日、第3事前審査委員会が開催されていますので、笠原副委員長より審査結果内容の報告をお願い致します。</p>
笠原副委員長	<p>審査の結果、農地法第4条申請2件、異議がなかった事を報告致します。また、審査会では、受付番号3番の始末書を事務局が読み上げ、確認をしております。</p>
議 長	<p>只今、笠原副委員長より審査結果内容の報告がありました。</p> <p>これより審議をお願い致します。</p> <p>(質疑なし)</p>
議 長	<p>無いようですので、お諮り致します。本件については、副委員長報告のとおり許可とする事で、異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。よって、本件については、副委員長報告のとおり許可とする事に決しました。</p>
議 長	<p>次に議案第22号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題と致します。事務局に説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案第22号「農地法第5条の規定による許可申請について」であります。なお、受付番号40番につきましては、会長報告第14号で「取下げ」の報告をしておりますので、除いて説明します。</p> <p>受付番号30番 吉田字明院の田、1筆、面積720㎡、転用目的は宅地分譲(4区画)、契約内容は売買。令和3年1月31日完工予定。</p> <p>位置図、土地利用計画図は議案資料16～17頁をご覧ください。事業拡大のため、宅地分譲をおこなうものであります。</p> <p>申請地は、第二種中高層住居専用地域に指定された用途地域内の農地であることから、農業上の土地利用</p>

事務局	<p>との調整が調っていると考えられ、第3種農地であると判断されるところであります。</p> <p>受付番号 31 番 秋葉町三丁目の田、1筆、面積 264 m²、転用目的は住宅、契約内容は売買。令和2年12月31日完工予定。</p> <p>位置図、土地利用計画図は議案資料 18～19 頁をご覧ください。住宅建築のため、農地を取得するものであります。</p> <p>申請地は、準工業地域に指定された用途地域内の農地であることから、農業上の土地利用との調整が調っていると考えられ、第3種農地であると判断されるところであります。</p> <p>受付番号 32 番 南六丁目の畑、計2筆、面積 364 m²、転用目的は工場、契約内容は売買。令和2年11月19日完工予定。</p> <p>位置図、土地利用計画図は議案資料 6～7 頁にお戻りください。先ほど紙業計画変更承認で説明した案件であります。業務拡張により、工場に隣接する農地を取得し、新たな工場を建築するものであります。</p> <p>申請地は、準住居地域に指定された用途地域内の農地であることから、農業上の土地利用との調整が調っていると考えられ、第3種農地であると判断されるところであります。</p> <p>受付番号 33 番 吉田西太田字札木の畑、1筆、面積 164 m²、転用目的は露天駐車場（6台）、契約内容は売買。令和2年8月31日完工予定。</p> <p>位置図、土地利用計画図は議案資料 20～21 頁をご覧ください。会社で借りていた駐車場用地の返還が生じたため、新たな駐車場用地を求めるものであります。</p> <p>申請地は、第一種住居地域に指定された用途地域内の農地であることから、農業上の土地利用との調整が調っていると考えられ、第3種農地であると判断されるところであります。</p> <p>受付番号 34 番 吉田法花堂字中村の畑、1筆、面積 284 m²、転用目的は住宅、契約内容は売買。令和2年12月15日完工予定。</p> <p>位置図、土地利用計画図は議案資料 22～23 頁をご覧ください。住宅建築のため、農地を取得するものであります。</p> <p>申請地は、第一種中高層住居専用地域に指定された</p>
-----	---

<p>事務局</p>	<p>用途地域内の農地であることから、農業上の土地利用との調整が調っていると考えられ、第3種農地であると判断される場所です。</p> <p>受付番号 35 番 吉田字樋ノ口の畑、1筆、面積 166 m²、転用目的は住宅、契約内容は売買。令和2年12月20日完工予定。</p> <p>位置図、土地利用計画図は議案資料 24～25 頁をご覧ください。住宅建築のため、農地を取得する場所です。</p> <p>申請地は、第二種中高層住居専用地域に指定された用途地域内の農地であることから、農業上の土地利用との調整が調っていると考えられ、第3種農地であると判断される場所です。</p> <p>受付番号 36 番 東太田字西入の畑、1筆、面積 332 m²、転用目的は住宅、契約内容は使用貸借。令和2年9月30日完工予定。</p> <p>位置図、土地利用計画図は議案資料 8～9 頁にお戻りください。この申請も事業計画変更承認申請で承認された案件となります。アパートが手狭になったため、住宅を建築する場所です。</p> <p>申請地は、農振白地の集落内で、宅地に囲まれた農地であることから、営農に影響はないと思われ、第3種農地であると判断される場所です。</p> <p>受付番号 37 番 分水文京町の畑、計2筆、面積 335 m²、転用目的は住宅、契約内容は売買。令和2年11月30日完工予定。</p> <p>位置図、土地利用計画図は議案資料 26～27 頁をご覧ください。住宅建築のため、農地を取得する場所です。</p> <p>申請地は、第一種中高層住居専用地域に指定された用途地域内の農地であることから、農業上の土地利用との調整が調っていると考えられ、第3種農地であると判断される場所です。</p> <p>受付番号 38 番 小高字新田の畑、1筆、面積 277 m²、転用目的は資材置場、契約内容は売買。令和2年9月30日完工予定。</p> <p>位置図、土地利用計画図は議案資料 10～11 頁をご覧ください。こちらも計画変更承認申請で説明した案件です。既存の資材置場が不足しているため、隣接する農地を取得し、敷地の拡大を図る場所です。</p>
------------	--

<p>事務局</p>	<p>申請地は、農振白地の集落内で宅地に囲まれた農地であることから営農に影響はなく、第3種農地であると判断されるところであります。</p> <p>受付番号 39 番 水道町三丁目の畑、1筆、面積 4.61 m²、転用目的は宅地分譲（2区画）、契約内容は売買。令和3年1月31日完工予定。</p> <p>位置図、土地利用計画図は議案資料 28～29 頁をご覧ください。隣接する宅地（365.02 m²）を取得し、分譲することに伴い、残った農地も取得し一体利用するものであります。</p> <p>申請地は、第一種住居地域に指定された用途地域内の農地であることから、農業上の土地利用との調整が調っていると考えられ、第3種農地であると判断されるところであります。</p> <p>(受付番号 40 番削除)</p> <p>受付番号 41 番 吉田下中野字潟ノ内の畑、1筆、面積 38 m²、転用目的は住宅、契約内容は贈与。令和2年12月20日完工予定。</p> <p>位置図、土地利用計画図は議案資料 32～33 頁をご覧ください。アパートが手狭になったため、既存の宅地（383.9 m²）に隣接する農地（38 m²）の贈与を受け、宅地との一体利用により住宅を建築するものであります。</p> <p>申請地は、第一種中高層住居地域に指定された用途地域内の農地であることから、農業上の土地利用との調整が調っていると考えられ、第3種農地であると判断されるところであります。</p> <p>受付番号 42 番 水道町三丁目の畑他、計 2 筆、面積 1,057 m²、転用目的は集合住宅（2棟 12戸）駐車場（20台）、契約内容は売買。令和2年12月31日完工予定。</p> <p>位置図、土地利用計画図は議案資料 34～35 頁をご覧ください。経営の安定のため、集合住宅を建築するものであります。</p> <p>申請地は、第一種中高層住居地域に指定された用途地域内の農地であることから、農業上の土地利用との調整が調っていると考えられ、第3種農地であると判断されるところであります。</p> <p>説明は以上です。</p>
------------	--

議 長	事務局の説明が終わりました。本件についても、去る7月21日、第3事前審査委員会が開催されていますので、笠原副委員長より審査結果内容の報告をお願い致します。
笠原副委員長	審査の結果、農地法第5条申請12件、異議がなかった事を報告致します。
議 長	只今、笠原副委員長より審査結果内容の報告がありました。これより審議をお願い致します。 (質疑なし)
議 長	無いようですので、お諮り致します。本件については、委員長報告のとおり許可とする事で、異議ありませんか。 (異議なしの声)
議 長	異議なしと認めます。よって、本件については、委員長報告のとおり許可とする事に決しました。
議 長	次に議案第23号「農用地利用集積計画(案)の決定について」を議題と致します。事務局に一括して説明を求めます。
事務局	議案第23号「農用地利用集積計画(案)の決定について」であります。はじめに、所有権の移転であります。 受付番号11番 小牧字江端の田、計6筆、面積6,109㎡、移転時期は令和2年8月21日、対価は〇円、引き渡し時期は8月31日。位置図は議案資料36頁をご覧ください。以下、移転時期、引渡し時期は全て同じですのでお読み取りください。
事務局	受付番号12番 野中才字浦田の田、計2筆、面積3,000㎡、対価は〇円、位置図は同じく議案資料36頁になります。 続いて、利用権設定であります。 受付番号6番 松橋字東の畑、1筆、面積345㎡、5年の新規設定。対価は記載のとおりであります。 また、関係委員の案件はありませんでした。 説明は以上です。
議 長	事務局の説明が終わりました。本件についても、去る7月21日、第3事前審査委員会が開催されていますので、笠原副委員長より審査結果内容の報告をお願い致します。
笠原副委員長	審査の結果、農業経営基盤強化法による所有権移転2件、利用権設定1件、異議がなかった事を報告します。
議 長	只今、笠原副委員長より審査結果内容の報告がありました。これより

	<p>審議をお願い致します。</p> <p style="text-align: center;">(質疑なし)</p>
議 長	<p>無いようですので、お諮り致します。本件については、委員長報告のとおり、決定とする事で、ご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">(異議なしの声)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。よって、本件については、原案のとおり決定する事に決しました。</p> <p>なお、議案第 23 号の案件につきましては、8 月 5 日の告示により効力が発生する事になります。</p>
議 長	<p>次に議案第 24 号「燕市農業振興地域整備計画の変更に対する意見について」を議題と致します。事務局に説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案第 24 号「燕市農業振興地域整備計画の変更に対する意見について」であります。</p> <p>農業振興地域整備計画の変更については、農業振興地域の整備に係る法律に基づき、農業委員会の意見を求めることとなっております。</p> <p>本日の計画の変更は、農振除外 3 件についてであります。</p> <p>計画変更の詳細につきましては、整備計画作成の担当課である農政課の担当者より説明をしていただきますので、よろしく願いいたします。</p>
農政課	<p>農政課農林環境係の平澤と申します。それでは私の方から、燕市農業振興地域整備計画の変更について、ご説明させていただきます。</p> <p style="text-align: center;">(平澤主事、説明) (農政課、説明終了)</p> <p>説明は以上です。</p>
議 長	<p>事務局の説明が終わりました。本件についても、去る 7 月 21 日、第 3 事前審査委員会が開催されていますので、笠原副委員長より、審査結果内容の報告をお願い致します。</p>
笠原副委員長	<p>事前審査会では、担当者より農振除外 3 件について説明がありました。また、3,000 m²を超える農振除外の変更協議が 2 件ありましたが、事前審査会の委員数では、マイクロバスが使えない状況であることから、事前協議会において、会長、第 3 審査委員会の正副委員長、事務局で現地を確認し、事前審査委員会では、写真で現地の確認をいたしました。審査の結果、燕市農業振興地域整備計画の変更 3 件について、意見は特になかった事を報告します。</p>
議 長	<p>只今、笠原副委員長より審査結果内容の報告がありました。これより審議をお願い致します。</p>

議 長	<p>(質疑なし)</p> <p>無いようですので、お諮り致します。本件については、副委員長報告のとおり、意見は「特になし」とする事で、ご異議ありませんか。</p>
議 長	<p>(異議なしの声)</p> <p>異議なしと認めます。よって、本件については、副委員長報告のとおり意見は「特になし」とする事に決しました。</p>
議 長	<p>以上をもちまして、本日の議事日程は、全て終了致しましたので、燕市農業委員会第4回総会を閉会致します。</p> <p>(終了時刻 午前10時25分)</p>

本議事録は、燕市農業委員会会議規則第14条の規定によりこれを作成し、この次第に相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和2年7月31日

総 会 議 長 本 中 作 登 志

議事録署名委員 佐 藤 春 夫

議事録署名委員 川 本 敏 夫
